

給付金でひとり親世帯を支援

ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症対策として、ひとり親世帯に給付金を支給します。

この給付金は、児童扶養手当を申請されていないひとり親世帯の方も対象となります。

基本給付

給付額▼1世帯5万円  
※第2子以降は1人につき3万円

給付対象▼令和3年3月末時点で18歳までの児童または20歳未満で一定の障がいがある児童

追加給付

給付額▼1世帯5万円  
給付対象▼下記のフローチャートで追加給付の対象になる世帯

下記フローチャートで、基本給付・追加給付の対象になる方は、申請が必要です。令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方には別途通知を送付しています。

申請書などは、すこやか窓口と市ホームページで配布しています。  
申請期間▼8月17日(月)～令和3年2月26日(金)  
申請場所▼すこやか準備物▼本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)、受取口座の通帳またはキャッシュカードの写し、申請者および扶養義務者の収入が確認できる書類など、(児童扶養手当の認定を受けていない場合)申請者と児童の戸籍謄本、(障がい)の状態を確認する場合(特別児童扶養手当証書、障害年金に係る年金証書など)  
閩福祉・児童課(すこやか内) ☎87・0777

在宅育児の負担を軽減

ふくい勝山在宅育児応援手当支給事業



まずはお問合わせください

令和2年9月より、子どもが2人以上で、特に子育ての負担が大きい低年齢児(0～2歳児)を家庭で育てる在宅育児世帯に対して、経済的な負担の軽減を図るため、在宅育児応援手当を支給します。

支給対象となるか確認が必要です。まずは福祉・児童課まで電話、メールなどでお問合わせください。

対象となる子ども▼9月1日現在で

- ① 当市に住民登録のある児童手当などの受給者
- ② 本人・配偶者ともに育児休業給付金・手当金を受給していない
- ③ 対象となる子どもを保育所などに入所させていない
- ④ 父母の市町村民税所得割合算額が5万7700円(ひとり親等世帯にあつては7万7101円)未満
- ⑤ 生活保護を受けていない
- ⑥ 本人・配偶者ともに暴力団関係者や公序良俗に反する者でない

支給対象▼次の要件を全て満たす者

- ① 当市に住民登録のある児童手当などの受給者
- ② 本人・配偶者ともに育児休業給付金・手当金を受給していない
- ③ 対象となる子どもを保育所などに入所させていない
- ④ 父母の市町村民税所得割合算額が5万7700円(ひとり親等世帯にあつては7万7101円)未満
- ⑤ 生活保護を受けていない
- ⑥ 本人・配偶者ともに暴力団関係者や公序良俗に反する者でない

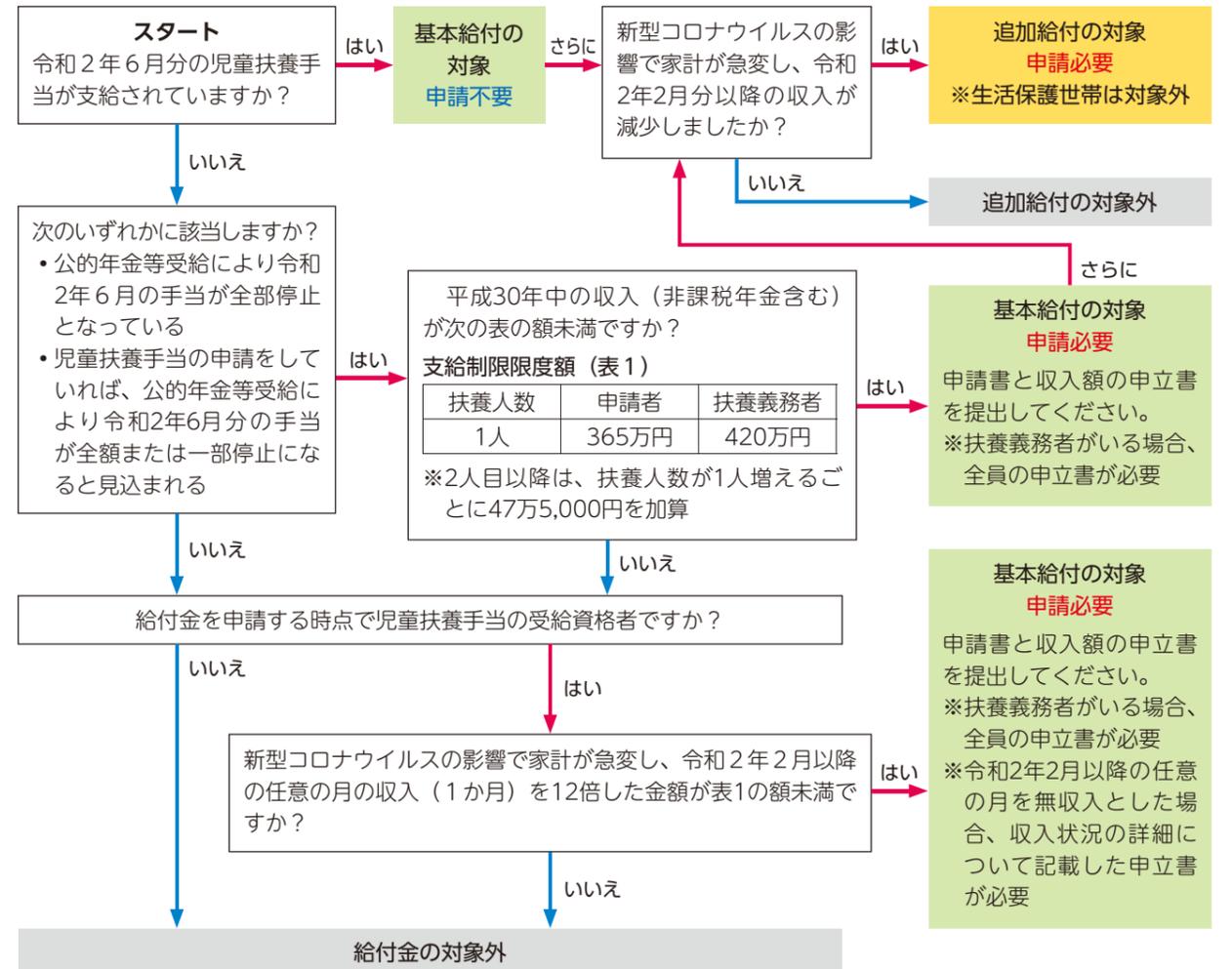
支給時期▼2月、6月、10月

申請期限▼8月31日(月)

申請場所▼すこやか 閩福祉・児童課(はいやか内)

E-mail: jidou@city.katsuyama.ig.jp

給付対象確認フローチャート



用語解説 扶養義務者▶申請者の同居の父母、祖父母、兄弟姉妹など  
受給資格者▶基本給付の給付対象を監護し、離婚や死別などの状態にあるもの

一人で悩まず 気軽に相談を

こころほっと相談会

新型コロナウイルス感染症の対応などによるストレスや、ひきこもり、不登校、健康、就労、生活困窮に関する相談会を開催します。

日曜日に開催しますので、平日に時間が取れない方はぜひご利用ください。

とき▶8月23日(日) 午後1時30分～3時30分  
相談方法▶電話での相談または会場で対面相談(要予約)

電話相談	☎87-0777、☎87-0888
対面相談(要予約) (☎87-0888)	すこやか集団健診室(1番窓口) ※マスクの着用をお願いします。 また、体調がすぐれない場合は、電話でご相談ください

内容▶ストレス、ひきこもり、不登校、健康、就労、生活困窮に関する相談

相談者▶臨床心理士、保健師、生活困窮者自立相談支援機関相談員、福祉職員 ほか

閩福祉・児童課(すこやか内) ☎87-0777  
健康長寿課(すこやか内) ☎87-0888

悩みごと総合相談日

心の病気や治療、人間関係・家族関係、借金や離婚問題、法律問題など内容に応じて、専門家が一人約30分の個別相談をお受けします。

相談には予約が必要です。下記までお申し込みください。

とき▶9月6日(日) 午後1時～5時  
ところ▶奥越健康福祉センター

申込締切▶8月28日(金)  
申・問奥越健康福祉センター  
☎66-2076

